

ちのために、きしんじやうくだんのごとし。

ぢやうぢ六ねんひつじの十一月十日

ふげしのたうやのぢやう人

あまけんいふ 在判

(見祐の長谷部氏なることは、應永六年六月十七日の條の總持寺寺領目錄中に見ゆ。たうやとあるは稲屋なるべし。)

十二月十三日。石川郡白山宮物長吏澄全、千代鶴に、横江中莊の田地を讓與す。

【白山比咩神社文書】 石川郡

五四五

去進 横江中庄散田内田地事

合壹段者

右田地者、澄全知行于今無相違□、千代鶴殿異ニ他存

限永代所去渡實也。於子孫中、向後不可致違亂煩者也。仍爲龜鏡狀如件。

貞治六年十二月十三日

澄 全 在判

正平廿三年

戊申

貞治七年

京都 紀元二〇二八  
三月十七日 改元

應安元年

三月二十日。沙彌宗悟、鳳至郡總持寺延壽堂に田地を寄進す。

【總持寺文書】 鳳至郡

五四六

きしんしたてまつる、のとのくにふげしのこほりくしひのしやうのうち、うらかみのむらのたの事

合三百かり さいしよみやのこし

右くだんのでんちは、しやみそごぢやうだいさうでんの

そりやうなり。しかるを、そごぢえんじゆだうのほん

ぞんやくしによらいに、そごがげんたう。二せのために、

ながくきしんしたてまつる。もしそごがしよそんく

において、いらんわづらいを申候はゞ、ふけうのじんと

して、そごがあとをつぐべからず。よてごにちのため

にきしんじやうくだんのごとし。

應安元年三月廿日

そ 五 在判

ちのために、きしんじやうくだんのごとし。

ぢやうぢ六ねんひつじの十一月十日

ふげしのたうやのぢやう人

あまけんいふ 在判

(見祐の長谷部氏なることは、應永六年六月十七日の條の總持寺寺領目錄中に見ゆ。たうやとあるは稲屋なるべし。)

十二月十三日。石川郡白山宮物長吏澄全、千代鶴に、横江中莊の田地を讓與す。

【白山比咩神社文書】 石川郡

五四五

去進 横江中庄散田内田地事

合壹段者

右田地者、澄全知行于今無相違□、千代鶴殿異ニ他存

限永代所去渡實也。於子孫中、向後不可致違亂煩者也。仍爲龜鏡狀如件。

貞治六年十二月十三日

澄 全 在判

正平廿三年

戊申

貞治七年

京都 紀元二〇二八  
三月十七日 改元

應安元年

三月二十日。沙彌宗悟、鳳至郡總持寺延壽堂に田地を寄進す。

【總持寺文書】 鳳至郡

五四六

きしんしたてまつる、のとのくにふげしのこほりくしひのしやうのうち、うらかみのむらのたの事

合三百かり さいしよみやのこし

右くだんのでんちは、しやみそごぢやうだいさうでんの

そりやうなり。しかるを、そごぢえんじゆだうのほん

ぞんやくしによらいに、そごがげんたう。二せのために、

ながくきしんしたてまつる。もしそごがしよそんく

において、いらんわづらいを申候はゞ、ふけうのじんと

して、そごがあとをつぐべからず。よてごにちのため

にきしんじやうくだんのごとし。

應安元年三月廿日

そ 五 在判

行すべからず。仍後日ために寄進狀如件。

應安元年四月廿日

沙彌宗悟

爲後證所封裏也

應安元年八月廿七日

沙彌 在判

七月二日。能登守護吉見氏頼、得江季員に本知行を還付せしむ。

【得江文書】

五四八

得江八郎次郎本知行之地事、如元返付候。相共飯河左近

將監、不日可有違行、更不可有緩怠候也。謹言。

七月二日

源 在判

飯河新左衛門尉殿

【得江文書】

五四九

得江八郎次郎本知行之地事、任被仰下之旨、所令打渡也。仍渡狀如件。

應安元年七月廿四日